

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年3月8日付けで行った、請求人の子である〇〇さん（以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

処分庁は、「不適切な養育の疑い」を本件処分の根拠とするが、請求人と本児との関係は至って良好であり、処分庁らが指摘する日時及び態様で本児に対する不適切な養育を行っていない。本件処分は、請求人個人に対する偏見に基づいて、事実を誤認し、又は事実を不合理に評価した上で行われたものである。また、本件処分において、同処分通知書の理由記載は具体性に欠けたものである上、長男に対する身体的・精神的虐待といった本件処分に関係のない事情が考慮されている。

このほか、請求人は近時脳梗塞による入院歴があるところ、本児が請

求人から引き離された場合、請求人の介助等に支障が生じ、請求人のみならず、本児の身体・精神に多大な影響がある。

以上のことから、本件処分は違法又は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年11月15日	諮問
平成30年12月21日	審議（第28回第1部会）
平成31年 1月18日	審議（第29回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法26条1項各号の措置を採らなければならないものとし、同項1号として、「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と規定している。これを受けて、法27条1項は、都道府県は、法26条1

項1号の規定による報告のあった児童について、「次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」とし、同項2号は、児童又はその保護者を児童福祉司等に指導させる措置等について、同項3号は、児童を児童養護施設等に入所させる措置について規定している。

(2) 「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付児発第133号厚生省児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）第8章・第14節・2・(3)によれば、法25条は、一時保護の要否に応じて通告先を異ならせておらず、また警察に一時保護の要否を判断する権限はないことから、警察は、一時保護の要否その他の事情にかかわらず、要保護児童を発見した場合は、市町村、福祉事務所及び児童相談所のいずれの機関に対しても通告を行うことができるとされている。

(3) 法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

また、法33条3項は、前項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならないと規定し、同条4項は、前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き同条1項又は2項の規定による一時保護を行うことができると規定している。

さらに、法33条5項は、前項の規定により引き続き一時保護を行

うことが当該児童の親権を行う者の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る法28条1項1号又は2号ただし書き（注：法27条1項3号に基づく児童養護施設に入所させること等を指す。）の承認の申立てがされている場合は、この限りでないとして規定している。

なお、東京都知事は、法27条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

- (4) そして、一時保護の要件が「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断や、どのような期間一時保護を継続するのかの判断は、いずれも都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であるとされている（東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁参照）。

2 本件処分について

本児に対して一時保護を加えるか否かは、処分庁の合理的な裁量に委ねられていると解すべきところ（1・(4)）、本児については、〇〇署による本件通告に基づいて、面接福祉司らが本児と面接を行い、その結果、本児について本件通告の内容に沿う事実が認められたため、本児に対する請求人の身体的・精神的虐待の疑いがあるものとして、本児を安全な環境に保護した上で養育状況の確認をする必要があると認められたこと、本件通告に至るまでの請求人家庭の状況、加えて、本児は一時保護をさ

れることについて同意していることに基づいて、処分庁が、本児の適切な保護を図るとともに、本児の心身の状況とその置かれている環境その他の状況を把握するため、一時保護を行う必要があると判断したことには十分な合理性があるといえる（なお、このことは、本件報告書の調査官の総合的な意見とも整合がとれたものであるといえる。）。そして、上記判断に基づいてなされた本件処分については、本件処分に基づく一時保護の期間（平成30年5月7日まで）の延長を承認する審判が、家裁によりなされていることが認められる。したがって、処分庁が法33条の規定に基づいて行った本件処分を、違法又は不当と評価することはできない。

3 請求人の主張について

(1) 請求人は、上記第3のとおり、本件処分の背景には請求人に対する周囲からの偏見があり、その結果、処分庁は、事実を誤認し、又は事実を不合理に評価して本件処分を行ったのであって、本件処分は違法・不当であるなどと主張する。この主張の前提には、請求人は、本件処分が適法・妥当に行われるためには、処分庁において、請求人による不適切な養育があった事実についての疑いを有しているだけでは不十分であり、請求人による不適切な養育があったことを確信するに至ることが必要であると主張しているものと解されるところ、法33条によれば、児童相談所長には、「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため」に要保護児童を一時保護することが認められているのであり、法33条の規定は、児童相談所長が一時保護を決定するに当たり、要保護児童について、不適切な養育がなされていることを確信していることまで要求していると解することはできず、不適切な養育がなされていることについての疑いを有することに相当の合理性があれば足るものと解される（上記1・(4)の東京地裁判決を参照）。以上のことから、上記請求人の主張は失当であり、これを採用

することはできない。

なお、本件処分に関してみても、請求人により本児に対する不適切な養育がなされている疑いがあることについて、十分な合理性を認めることができることは、上記2に示したとおりであり、家裁も一時保護の期間の延長を承認していることから、本件処分に違法・不当な点があるということとはできない。

- (2) 請求人は、本件処分通知書には、一時保護の理由が「〇〇警察からの身柄通告（不適切な養育の疑い）」とのみ記され、具体性を欠くから、本件処分の理由として不十分であり、認めることはできない旨を主張する。しかしながら、本件においては、本件処分の日、担当福祉司が、請求人に対して、本件処分を行った旨を口頭により知らせた（行政手続法14条3項参照）際、請求人が担当福祉司に対して反論を行っていることが認められることから、処分庁は、請求人に対して、本件処分の理由を請求人が攻撃防御を行うために必要かつ十分な範囲で具体的に説明しているものと評価することができる。

そして、本件処分通知書は、処分庁が上記口頭による本件処分の告知及び本件処分の理由の説明を行った後に送付されたものであると認められる。このような事情に照らせば、「〇〇警察からの身柄通告（不適切な養育の疑い）」との本件処分通知書の記載は、具体性を欠いたものであって、本件処分の理由として不十分なものであると評価することはできない。

- (3) 請求人は、長男に対する身体的・精神的虐待は、本件処分の理由とは関係があるとはいえないから、本件処分の当否を判断するに当たっては、長男に係る事情は排除すべきである旨を主張する。しかしながら、法33条1項において、「児童の（中略）置かれている環境その他の状況を把握する」と規定されているように、一時保護処分を行うか否かを判断するに当たり、当該判断を適切に行うためには、対象児童の養育環境を考慮することは、むしろ自明のことであるといえる。

そして、長男は、児童自立支援施設に入所する前、請求人及び本児と同居していたことが認められるところ、本児らの親権者である請求人が長男に対して身体的・精神的虐待を行ったことは、本児が請求人の養育を受ける環境そのものであるといえるから、請求人による長男に対する身体的・精神的虐待についての事情は、本件処分の可否の判断と関係ないということとはできないし、処分庁が本件処分を検討するに当たり考慮すべき事情から排除すべきものとは認められない。

- (4) 請求人は、以上のほか、本件処分が違法又は不当であるとして、さまざまな主張をするが、そのいずれも一時保護に対する請求人独自の主張であって、本件処分を違法・不当とする理由として採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹